

第79期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時

場所

東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー17階
「オパール17」

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

書面またはインターネットによる議決権行使期限は
2026年6月25日(木曜日)午後5時30分までです。

Q'd 株式会社 東京エネシス

証券コード：1945

Q'd

Quality Oriented

Q'd(キュード)は、
「どこまでもQuality Oriented」でありたい
という考えを表したものです。
Q'dとは、お客さまのために、社会のために
より良い提案をしていきたいと
誓い合う言葉でもあります。



(証券コード 1945)
2026年6月4日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋茅場町一丁目3番1号
株 式 会 社 東 京 エ ネ シ ス
代表取締役社長 眞 島 俊 昭

第79期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第79期定時株主総会を下記のとおりに開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://www.qtes.co.jp/ir/>



東京証券取引所
ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



東証ウェブサイトでは、銘柄検索で当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませ。

株主総会資料
掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/1945/teiji/>



なお、当日ご出席いただくほかに、次のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

次頁以降の「議決権行使のご案内」をご確認のうえ、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

次頁以降の「議決権行使のご案内」をご確認のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

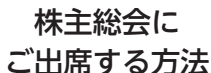
1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー17階「オパール17」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項
 1. 第79期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第79期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
計算書類報告の件
決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.qtes.co.jp/ir/>）においてお知らせいたします。
 - ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面をお送りいたします。



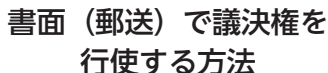
株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

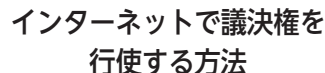
2026年6月26日（金曜日）
午前10時



議決権行使書用紙に各議案の賛否を
ご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



次頁の案内に従って、議案の賛否を
ご入力ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 〇〇〇〇〇〇〇〇 株主総会日 御中 議決権の数 XX 股 ××××社××月××日	議決権行使のご所有株式数 議決権の数 XX 株 XX 股 1. _____ 2. _____ _____ _____ _____ _____ _____ ログイン用QRコード ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX 氏名フリガナ XXXXX 〇〇〇〇〇〇
---	---

▶こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・4号議案

- 賛成の場合 ≫ **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 ≫ **「否」** の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

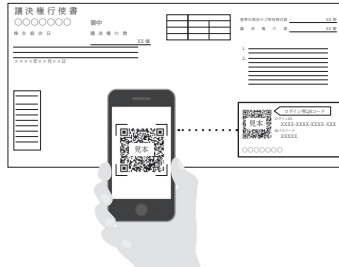
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

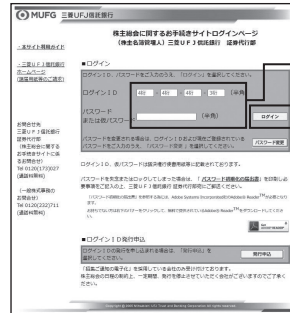
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。



事前にインターネットで議決権行使いただいた株主様には、議案の賛否に関わらず、抽選で100名様に電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。
応募方法はこちら⇒<https://youtu.be/UUeO-dBG2cw>



インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、中長期的な視点に立ち、安定した配当の継続を基本に、業績、内部留保の状況及び今後の事業展開への備え等を総合勘案したうえで、利益成長に応じた累進的配当の実施を目指すこととしております。

当期の期末配当金につきましては、上記方針及び株主さまへの利益還元を重視する観点から1株につき35円とさせていただきたいと存じます。

これにより、中間配当金を含めました当期の配当金は、1株につき63円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金35円 総額1,159,720,205円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2026年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1)株主総会及び取締役会の運営について、当社取締役会の構成に応じた柔軟な対応を可能とすること、並びに、経営の透明性及び客観性の向上を図ることを目的として、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を取締役会の決議により決定する旨の規定として、現行定款第16条及び第24条の変更を行うものであります。
- (2)取締役会の経営監督機能の強化と業務執行機能のより明確な分離のため、取締役の中から社長等を選定する規定を見直し、執行役員の中から社長等を選定することができる旨の規定として、現行定款第23条の変更を行うとともに、執行役員制度を定款上に規定するため、変更案第32条の新設を行うものであります。
- (3)上記条文の新設に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 6 条～第12条 (条文省略)	第 6 条～第12条 (現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第13条～第15条 (条文省略)	第13条～第15条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者および議長) 第16条 <u>取締役社長は取締役会の決議にもとづき株主総会を招集し、その議長となる。</u> <u>取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u> <u>取締役会長を選定した場合には、取締役社長とあるのは取締役会長と読み替えるものとする。</u> 第17条～第19条 (条文省略) 第 4 章 <u>取締役および取締役会</u> 第20条～第22条 (条文省略) (代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から<u>取締役社長1名を選定し、なお取締役会長1名、取締役副社長および常務取締役各若干名を選定することができる。</u> (取締役会の招集権者および議長) 第24条 <u>取締役社長は取締役会を招集しその議長となる。</u> <u>取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> <u>取締役会長を選定した場合には、取締役社長とあるのは取締役会長と読み替えるものとする。</u>	(招集権者および議長) 第16条 <u>当会社の株主総会は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。</u> 当該取締役に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 第17条～第19条 (現行どおり) 第 4 章 <u>取締役、取締役会および執行役員</u> 第20条～第22条 (現行どおり) (代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から<u>取締役会長1名を選定することができる。</u> (取締役会の招集権者および議長) 第24条 <u>当社は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が取締役会を招集し、その議長となる。</u> 当該取締役に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

現 行 定 款	変 更 案
第25条～第31条（条文省略）	第25条～第31条（現行どおり）
＜新設＞	<u>（執行役員）</u>
	<u>第32条</u> 取締役会は、その決議によって業務執行取締役のほかに当会社の業務執行を担当する執行役員を選任することができる。
	<u>取締役会は、その決議によって社長執行役員を1名、副社長執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を各若干名選定することができる。</u>
第5章 監査等委員会	第5章 監査等委員会
<u>第32条～第34条</u> （条文省略）	<u>第33条～第35条</u> （現行どおり）
第6章 計算	第6章 計算
<u>第35条～第38条</u> （条文省略）	<u>第36条～第39条</u> （現行どおり）
附則（条文省略）	附則（現行どおり）

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の一層の強化を図るため、1名増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容につきましては、過半数を独立社外取締役で構成する任意の人事・報酬等諮問委員会で審議の上、取締役会の決議により決定しております。

また、本議案の内容につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	性 別	属 性	現在の当社における地位及び担当
1	ま じま とし あき 眞 島 俊 昭	男性	再任	代表取締役社長社長執行役員
2	ほりかわそういちろう 堀川総一郎	男性	再任	取締役副社長執行役員 エネルギー本部長
3	にし やま しげる 西 山 茂	男性	再任 社外 独立	社外取締役
4	は せ がわその え 長谷川園恵	女性	再任 社外 独立	社外取締役
5	い とう なお や 伊 藤 直 哉	男性	再任 社外 独立	社外取締役

候補者 番号	氏 名	性 別	属 性	現在の当社における地位及び担当
6	おおしま 大島めぐみ	女性	再任 社外 独立	社外取締役
7	もり や せい じ 守谷 誠二	男性	新任 社外	—

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 する 当 社 株 式 数
1	再任 ま じ ま と し あ き 眞 島 俊 昭 (1963年10月20日生)	1988年 4 月 東京電力㈱入社 2011年 7 月 同社千葉支店成田支社長 2014年 7 月 同社本店技術統括部（技術イノベーション担当） 2016年 7 月 同社経営企画ユニットグループ事業管理室（技術・業務革新推進担当） 2017年 6 月 東京電力フュエル&パワー㈱常務取締役 2019年 4 月 東京電力ホールディングス㈱参与 2019年 6 月 当社取締役副社長執行役員新事業開発担当 2020年10月 当社取締役副社長執行役員経営企画本部長 2021年 6 月 当社代表取締役副社長執行役員経営企画本部長 2022年 6 月 当社代表取締役社長社長執行役員（現任）	28,400株
	（取締役候補者とした理由） 眞島俊昭氏は、当社の主要な取引先である電力会社の要職を歴任し、エネルギー事業に精通しております。2019年6月に当社取締役副社長執行役員に就任した後は、新事業開発と経営企画を掌管する立場を通じて執行責任を果たしてまいりました。2022年6月に代表取締役社長に就任以降も、当社グループの将来のありたい姿や中期経営計画の策定、経営マネジメントに対して強いリーダーシップを発揮しており、当社グループの更なる成長・発展を牽引すると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
2	再任 ほ り か わ そ う い ち ろ う 堀 川 総 一 郎 (1963年12月16日生)	1989年 1 月 当社入社 2017年 2 月 当社執行役員エネルギー・産業本部再生可能エネルギープロジェクト部長兼国際部長 2018年 6 月 当社上席執行役員エネルギー・産業本部副本部長（建設担当）兼第一プロジェクト部長兼国際部長兼営業本部副本部長 2019年 6 月 当社取締役常務執行役員エネルギー・産業本部副本部長（建設担当）兼国際部長兼営業本部副本部長 2020年 4 月 Tokyo Enesys (Thailand) Co.,Ltd.取締役社長 2020年10月 当社取締役常務執行役員電力本部長代理兼電力営業部長兼海外事業部長 2022年 6 月 当社取締役常務執行役員エネルギー・産業本部長 2023年 6 月 当社取締役常務執行役員電力本部長兼エネルギー・産業本部長 2024年 6 月 当社取締役副社長執行役員エネルギー本部長（現任）	23,300株
	（取締役候補者とした理由） 堀川総一郎氏は、電力設備全般について豊富な経験及び知見を有しており、電気事業分野、一般産業分野、並びに海外事業分野を統括する立場を通じて執行責任を果たしてまいりました。これらの実績から取締役として、当社グループの更なる成長・発展を図っていくための職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

招 集 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 数
3	再任 社外 独立 にし やま しげる 西 山 茂 (1961年10月27日生)	1984年 4 月 監査法人サンワ事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1987年 3 月 公認会計士（日本）登録 2002年 4 月 早稲田大学大学院（ビジネススクール）助教授 2006年 4 月 早稲田大学大学院（ビジネススクール）教授（現任） 2021年 6 月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 早稲田大学大学院（ビジネススクール）教授 日本ハム(株)社外監査役 (株)マネーフォワード社外監査役	4,900株
	（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 西山茂氏は、大学院（ビジネススクール）教授及び公認会計士としての高度な専門知識を有するとともに、他社での社外取締役としての経験が豊富であることから、それらに基づく客観的かつ専門的な観点から業務執行に対する監督の役割を果たしております。これらの実績から社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。 なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。		
4	再任 社外 独立 は せ がわ その え 長 谷 川 園 恵 (1967年 7 月 11日生)	1995年10月 篠原会計事務所入所 1996年10月 (株)三和総合研究所（現三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)）入社 1997年10月 中央監査法人入所 2000年 7 月 公認会計士（日本）登録 2005年12月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2009年11月 はせがわ公認会計士・税理士事務所代表（現任） 2010年 9 月 税理士登録 2022年 6 月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 公認会計士・税理士（はせがわ公認会計士・税理士事務所） ユニプレス(株)社外取締役（監査等委員） (株)カイテクノロジー社外取締役（監査等委員）	0株
	（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 長谷川園恵氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての高度な専門知識を有していることから、それらに基づく客観的かつ専門的な観点から業務執行に対する監督の役割を果たしております。これらの実績から社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。 なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 数
5	再任 社外 独立 いとう なお や 伊 藤 直 哉 (1961年10月15日生)	1984年 4 月 東京海上火災保険(株) (現東京海上日動火災保険(株)) 入社 2008年 7 月 同社人事企画部部長兼人事・採用グループリーダー兼出向 (東京海上ホールディングス(株)) 参与 2013年 7 月 同社理事公務第二部長 2014年 4 月 同社執行役員 2016年 4 月 同社常務執行役員 2020年 4 月 同社専務取締役 2022年 4 月 同社専務執行役員 2023年 4 月 東京海上ビジネスサポート(株)代表取締役社長 (現任) 2023年 6 月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 東京海上ビジネスサポート(株)代表取締役社長	0株
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 伊藤直哉氏は、損害保険会社の役員として豊富な経験及び知見を有しており、それらに基づく客観的かつ専門的な観点から業務執行に対する監督の役割を果たしております。これらの実績から社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。 なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。		
6	再任 社外 独立 おお し ま 大 島 め ぐ み (1969年8月15日生)	1996年 8 月 昭和大学病院小児科就職 2000年 1 月 (株)アルク入社 2003年 1 月 加藤法律会計事務所入所 2006年 7 月 東京セントラル特許事務所入所 2013年12月 Authense法律事務所入所 (非常勤) 2022年 4 月 弁護士登録 2022年 4 月 弁護士法人おおしま法律事務所入所 (現任) 2025年 6 月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 弁護士 (弁護士法人おおしま法律事務所)	0株
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 大島めぐみ氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、大学病院において心理研究員としてのカウンセリング、専門知識を活かした社会貢献活動、長期にわたる海外在住等の多様な経験・実績を有するとともに、弁護士として専門知識と経験を有しております。それらに基づく多角的な観点から業務執行に対する監督の役割を果たしております。これらの実績から社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。 なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。		

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 数
7	新任 社外 もり や せい じ 守 谷 誠 二 (1963年4月21日生)	1986年4月 東京電力(株)入社 2013年6月 東京電力(株)監査委員会業務室長 2016年4月 東京電力フュエル&パワー(株)常務取締役 2017年6月 東京電力ホールディングス(株)取締役 東京電力フュエル&パワー(株)代表取締役社長 2018年9月 東京電力ホールディングス(株)取締役代表執行役 副社長最高財務責任者兼社長補佐 2022年4月 同社取締役代表執行役副社長最高リスク管理責 任者兼社長補佐 2023年6月 同社取締役監査委員会委員長（現任） （重要な兼職の状況） 東京電力ホールディングス(株)取締役	0株
（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 守谷誠二氏は、東京電力ホールディングス株式会社の取締役代表執行役副社長及び取締役監査委員会委員長を務めるなど、同社のコーポレート・ガバナンス体制の向上に寄与され、また、企業経営・監査全般に関する経験と豊富な知見を有しております。それらに基づく客観的かつ専門的な観点から業務執行に対する監督の役割を適切に果たすものと判断し、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 伊藤直哉氏は、2023年3月まで当社の取引先である東京海上日動火災保険株式会社の業務執行者でありました。なお、2026年3月期の同社との取引額は、連結売上高の1%未満であります。
2. 守谷誠二氏は、現在当社の特定関係事業者である東京電力ホールディングス株式会社の非業務執行取締役であり、過去10年間に同社の業務執行者でありました。なお、同氏の同社における現在及び過去10年間の地位及び担当については、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄に記載のとおりであります。当社と同社との間には工事請負等の取引関係があります。
3. 守谷誠二氏が株式会社東光高岳の社外取締役（監査等委員）として在任中の2024年9月19日、同社において品質に係る総点検調査結果が公表されました。同氏は、当該調査結果において公表された一連の不適切事案について、各事案が判明するまで各事案を認識しておりませんでした。以前から取締役会等においてコンプライアンスの観点から発言を行っており、各事案の判明後は、顧客対応の適正性及び妥当性について取締役会等で意見を表明するとともに、自身の経験と知識に基づき、品質・コンプライアンス面におけるガバナンス強化策について積極的かつ建設的な提言を行いました。さらに、同社が2024年10月28日付で公表した「SQCファースト改革」の策定にも尽力し、再発防止に向けた適切な処置を講ずるよう求めるなど、社外取締役（監査等委員）としての職責を適切に果たしております。
4. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 西山茂、長谷川園恵、伊藤直哉、大島めぐみ及び守谷誠二の5氏は、社外取締役候補者であります。
6. 西山茂、長谷川園恵、伊藤直哉及び大島めぐみの4氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案において、4氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 当社は西山茂、長谷川園恵、伊藤直哉及び大島めぐみの4氏との間で、会社法第427条第1項の規定

に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。本議案において、4氏の選任が承認された場合は、4氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、守谷誠二氏の選任が承認された場合も、当社は同様の責任限定契約を締結する予定であります。

8. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では被保険者である役員等が業務執行に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされることによって被保険者が被る損害を補填することとしております（法令違反行為であることを認識して行った行為等に起因した損害の補填を除く。）。各候補者が取締役役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役森秀文氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名	性 別	属 性	現在の当社における地位及び担当
おく だ よし ひこ 奥 田 芳 彦	男性	新任 社外 独立	—

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 する 当 社 株 式 数
新任 社外 独立 おく だ よし ひこ 奥 田 芳 彦 (1957年8月20日生)	1976年 4 月 福岡国税局入局 2004年 7 月 福岡国税不服審判所 国税副審判官 2006年 7 月 小倉税務署 副署長 2009年 7 月 税務大学校 専門教育部 教授 2013年 7 月 鹿屋税務署長 2017年 4 月 高松国税不服審判所長 2018年 6 月 税理士登録 2018年 6 月 奥田芳彦税理士事務所代表（現任） （重要な兼職の状況） 税理士（奥田芳彦税理士事務所） (株)ミルボン社外監査役 (株)伊藤園社外取締役（監査等委員）	0株
（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 奥田芳彦氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、税理士として高度な専門知識を有するとともに、他社での社外監査役としての経験が豊富であることから、中立かつ公正な立場から業務執行に対する監督・監査の役割を果たすものと判断し、新たに監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 奥田芳彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 奥田芳彦氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。
4. 奥田芳彦氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では被保険者である役員等が業務執行に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされることによって被保険者が被る損害を補填することとしております（法令違反行為であることを認識して行った行為等に起因した損害の補填を除く。）。奥田芳彦氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

招集／通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(ご参考)

第3号議案及び第4号議案が承認されたのちの役員構成

氏 名	役 職	スキル					
		企業経営	財務・会計	技術 安全品質	営業 マーケティング	リスク マネジメント 法務	サステナ ビリティ
眞 島 俊 昭	代表取締役 社長執行役員	○		○	○	○	○
堀 川 総 一 郎	取締役 副社長執行役員	○		○	○		○
西 山 茂	社外取締役		○				○
長谷川 園 恵	社外取締役		○				○
伊 藤 直 哉	社外取締役	○			○	○	○
大島めぐみ	社外取締役					○	○
守 谷 誠 二	社外取締役	○	○	○		○	○
佐 藤 誠	取締役 常勤監査等委員					○	○
垣 内 桂 子	社外取締役 常勤監査等委員		○			○	○
二 宮 照 興	社外取締役 監査等委員					○	○
奥 田 芳 彦	社外取締役 監査等委員		○				○

以 上

事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

わが国経済は緩やかな回復基調を維持しており企業景況感が改善したことから、株価も堅調に推移し、企業マインドも持ち直しの動きが見られる一方で、為替変動の影響や金利の上昇、労働需要の高まりによる労働力不足に加え、中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー価格の高騰や供給制約のリスクが顕在化するなど、景気の先行きは一段と不透明な状況で推移いたしました。

当社グループを取り巻く経営環境は、資材価格の高騰や調達期間の長期化、慢性的な労働力不足等に留意を要するものの、脱炭素関連分野への設備投資や原子力発電所の再稼働に向けた設備投資、また、生成AIの普及に伴うデータセンターの新設等による電力需要増加に対応した設備投資等により、総じて堅調に推移いたしました。

このような状況の中、当社グループは一昨年、2024年度中期経営計画(2024～2026年度)を策定し、「『人』を真ん中にした強くてしなやかなQ'dづくり」を基本方針に掲げ、重点課題に取り組み、的確な市場分析に基づく事業ポートフォリオの最適化と『人』を真ん中にした投資サイクルの好循環により、受注拡大と利益創出に努めました。

特に、国内各所の原子力発電所で再稼働に向けた安全対策工事が進捗している原子力分野、脱炭素化や省エネを目的とした設備投資が堅調な一般産業分野、長期脱炭素電源オークションやPPA（電力販売契約）の活用により事業化が進んでいる再生可能エネルギー関連市場等において、着実に受注を伸ばし、次期繰越工事高は過去最高となりました。

この結果、受注高は、原子力設備の安全対策工事、脱炭素化に向けた製鉄所の電気炉関連工事、全国で老朽化が進んでいる清掃工場の建替工事、公共施設の電気設備工事、公営水力発電設備の更新工事、バイオマス発電所のO&M（運転・保守）業務やLTSA（長期保守契約）業務、太陽光分野のオンサイトPPA設備工事や建設工事等の受注により1,065億93百万円(前期比16.5%増)となりました。

売上高は、福島第一原子力発電所の廃止措置関連業務、国内各所で展開している原子力発電所等の安全対策工事や修繕工事、電力需要増加に伴う変電設備の新設・増設工事、蓄電池関連プラントの建設工事、火力発電所の修繕工事や撤去工事、製油所への常駐化により増加した修繕工事、太陽光分野のオンサイトPPA設備工事や建設工事等の進捗があったことから、830億83百万円(前期比22.7%増)となりました。

次期繰越工事高は、1,449億31百万円(前期比19.4%増)となりました。

利益面につきましては、売上高の増加に加え、前期から継続的に取り組んでいる採算性を重視した受注活動が着実に浸透していることや、生産性向上の取り組み等により、利益率が

改善した結果、営業利益は47億37百万円(前期比77.8%増)、経常利益は為替変動に伴うデリバティブ評価益等の計上もあり、55億18百万円(前期比65.1%増)となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、資産の効率化に向けた政策保有株式や賃貸不動産の売却による特別利益を計上した結果、42億87百万円(前期比47.9%増)となりました。

企業集団の受注高・売上高・繰越高

(単位 百万円)

区 分	前 期 繰 越 高	受 注 高	売 上 高	次 期 繰 越 高
設 備 工 事 業	120,757	101,114	77,297	144,574
そ の 他 の 事 業	664	5,802	6,110	357
差 異 調 整 額	－	△324	△324	-
合 計	121,421	106,593	83,083	144,931

(注) 区分に対応した部門等の名称は次のとおりであります。

設 備 工 事 業：グリーンエネルギー事業部門、エネルギー部門、原子力部門、溶接・検査センター、海外事業部

その他の事業：発電事業、不動産事業、リース・レンタル事業、保険代理業、製造・販売事業、卸売業

(2) 設備投資及び資金調達の状況

① 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は14億36百万円であります。このうち主なものは、DX推進及び業務効率化に向けた次期ERP（基幹業務システム）の構築に係るソフトウェア投資及び魅力ある職場作りのための環境整備であります。

② 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、以下のとおり社債発行を行い、50億円の資金調達を行いました。

会 社 名	発 行 銘 柄	発 行 日	発 行 総 額	償 還 期 日
当社	第1回国内無担保普通社債 (グリーンボンド)	2025年7月31日	5,000百万円	2030年7月31日

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、労働需要の高まりによる労働力不足や物価上昇、為替変動の影響、金利の上昇傾向等に加え、中東情勢の影響を注視する必要がある、景気の先行き是不透明な状況が継続するものと予想されます。

これらを受けて、当社グループは、情報収集（国際インテリジェンス）の強化、複数のシナリオ想定、資機材調達手段の多様化等への取り組みを進めるとともに、近年深刻化している企業に向けたサプライチェーン攻撃等のサイバーリスクについても、情報セキュリティの強化やレジリエンス対策等の取り組みを進めてまいります。

一方で、当社グループを取り巻く経営環境は、脱炭素関連分野への設備投資や原子力発電所の再稼働に向けた設備投資、また、生成A Iの普及に伴うデータセンターの新設等による電力需要増加を背景に、電力供給インフラへの設備投資等が本格化しており、今後も良好な受注環境が続くものと見込んでおります。

このような状況の中、当社グループは2024年度中期経営計画(2024～2026年度)において『人』を真ん中にした投資サイクルの好循環を持続可能にしていくため、重点課題である「人材への投資による人的資本の強化」、「お客さまに選ばれるための「Q'd」の磨きこみ」、「当社に関わるすべての人・組織とのつながり強化」に取り組んでおります。最終年度である2026年度については、2027年度R O E 8.0%達成に向け、特に技術力向上に向けた社員の早期育成や協力会社を含めた動員力確保等に注力してまいります。また、付加価値の高い技術ソリューション提案やグループ会社とのシナジーを発揮した受注活動等を通じて受注拡大を図るとともに、生産性向上等により更なる利益創出に努めてまいります。

火力分野につきましては、市場としては減少傾向にありますが、脱炭素化に向けた既設火力発電所の改造工事や脱炭素化を前提としたL N G火力発電所の新設工事が計画されており、これまでに蓄積した技術力を発揮し、カーボンニュートラルに貢献してまいります。また、不透明さを増す中東情勢を踏まえた政府の方針に基づく発電設備関連工事にも柔軟に対応してまいります。

原子力分野につきましては、沸騰水型原子力発電所の再稼働が続いており、今後も再稼働に向けた工事や再稼働後の保修工事が見込まれることから、豊富な工事実績を強みに活動の場を拡げてまいります。また、福島第一原子力発電所の廃炉・安定化作業に関しましては、水処理関連設備の工事に加えて、廃棄物処理関連業務等にも今後取り組んでまいります。

変電分野につきましては、生成A Iの普及に伴うデータセンターの新設等による電力需要増加への対応として変電所の新設・増設工事が見込まれており、特別高圧変電所工事で培った技術が強みにシェア拡大を図ってまいります。

バイオマス分野につきましては、国内各所のバイオマス発電所のO & M（運転・保守）

業務に取り組んでおり、合同会社境港エネルギーパワーのバイオマス発電所とともに、順調に運転を継続するなかで、エンジニアリング企業として設備診断力・性能分析力の向上に取り組んでおります。また、スタートアップ企業と共同でバイオマス発電へのCCUS適用（二酸化炭素回収・有効利用・貯留）の研究開発を進めております。引き続き、地元の皆さまのご理解とご支援をいただきながら、発電所の安全・安定運転を通して地域に貢献してまいります。

水力分野につきましては、運転開始から60年以上経過した発電所のリニューアル工事が全国各所で続くことが見込まれており、国内水車メーカーに加えて、技術協力により海外水車メーカーの導入を進めることで受注拡大を図ってまいります。

太陽光・蓄電池分野につきましては、民間企業向けPPA（電力販売契約）や自治体のレジリエンス案件による事業展開に取り組むとともに、系統用蓄電池事業等に関わるビジネスの創出にも引き続き取り組んでまいります。

一般産業・公共インフラ分野につきましては、事業用火力発電所の建設・保守経験を活かし、製油所、化学工場、製鉄所、清掃工場等の領域を更に拡大しお客さま構内への常駐化へ繋げてまいります。また、照明工事や空調設備工事を中心に応札自治体を拡大することやデータセンター新設工事等に対応することで、受注拡大を図ってまいります。

海外事業分野につきましては、タイ王国内にあるTokyo Enesys (Thailand) Co., Ltd.の工場において、日本国内メーカーからは製鉄所案件や発電所案件等、タイ王国内ではデータセンター案件等の引き合いが増加しており、今後もお客さまからの様々なニーズに応じた製品を供給し受注拡大を図ってまいります。また、ベトナム社会主義共和国にあるTokyo Enesys Vietnam Co., Ltd.においては、ペレット工場のO&M（運転・保守）業務に取り組んでいくとともに、蓄電池EPC（設計・調達・建設）事業やエネルギー関連事業投資も視野に入れた営業活動を進めてまいります。

今後とも、『人』を真ん中に、「暮らしのより確かな基盤をつくる」という理念のもと、協力会社とともに安全を最優先に最適な品質を提供しながら、社会と産業のエネルギーインフラへの要請にお応えし続けることで持続的成長を図るとともに、サステナブルな社会の実現へ貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも何卒格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位 百万円)

区 分	第 76 期 (2022年度)	第 77 期 (2023年度)	第 78 期 (2024年度)	第79期(当期) (2025年度)
受 注 高	72,708	64,168	91,466	106,593
売 上 高	79,055	88,467	67,722	83,083
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,120	2,960	2,900	4,287
1 株 当 た り 当期純利益	61円91銭	86円70銭	86円65銭	128円96銭
総 資 産	108,513	107,471	108,081	119,329

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位 百万円)

区 分	第 76 期 (2022年度)	第 77 期 (2023年度)	第 78 期 (2024年度)	第79期(当期) (2025年度)
受 注 高	70,649	60,209	86,725	102,655
売 上 高	79,692	84,756	63,033	78,177
当期純利益	2,786	2,832	2,741	4,078
1 株 当 た り 当期純利益	81円36銭	82円96銭	81円92銭	122円65銭
総 資 産	105,292	103,907	104,272	116,079

(5) 重要な親会社及び子会社の状況（2026年3月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
東 工 企 業 株 式 会 社	100百万円	100.0%	不動産の賃貸及び管理
株 式 会 社 バ イ コ ム	50百万円	100.0%	機械装置・工具・車両等の賃貸及び売買
株 式 会 社 テ ク ノ 東 京	30百万円	100.0%	発電設備の工事の請負
株 式 会 社 東 輝	10百万円	100.0%	損害保険代理業
Tokyo Enesys (Thailand) Co., Ltd.	687,000千タイバツ	73.9%	発電機械設備の製造及び販売
Admiration Co., Ltd.	2,000千タイバツ	48.9%	発電機械設備の売買
合同会社境港エネルギーパワー	0百万円	100.0%	バイオマス発電事業
合同会社熊本エネルギーパワー	8百万円	100.0%	バイオガス発電事業
合同会社北アルプスエネルギーパワー	0百万円	100.0%	再生可能エネルギー発電事業
Tokyo Enesys Vietnam Co., Ltd.	656億ベトナムドン	100.0%	エネルギー関連設備の設計・調達・施工、 運転・保守

(注) 1. 出資比率の計算は、間接保有を含んでおります。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

3. Tokyo Enesys (Thailand) Co., Ltd.への当社の直接保有割合は49.0%、間接保有割合は24.9%であります。

③ その他

東京電力ホールディングス株式会社は当社の株式を6,001千株（出資比率18.06%）所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

(6) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、電力関連設備や一般電気設備工事等の設計及び施工をはじめ、発電機械設備の製造及び販売、太陽光・バイオマス発電による電力の販売、燃料の販売、不動産の賃貸及び管理、工具備品・車両等のリース・レンタル、保険代理業等の事業活動を展開しております。

(7) 主要な営業所及び工場（2026年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 中 央 区	中 部 支 店	愛 知 県 名 古 屋 市
福 島 総 合 支 社	福 島 県 双 葉 郡	関 西 支 店	兵 庫 県 神 戸 市
新 潟 支 社	新 潟 県 柏 崎 市	中 国 支 店	山 口 県 岩 国 市
青 森 支 社	青 森 県 上 北 郡	九 州 支 店	福 岡 県 福 岡 市
北 海 道 支 店	北 海 道 札 幌 市	溶接・検査センター	千 葉 県 千 葉 市
東 北 支 店	宮 城 県 仙 台 市		

② 子会社

会 社 名	所 在 地	会 社 名	所 在 地
東工企業株式会社	東 京 都 中 央 区	Admiration Co., Ltd.	タイ王国バンコク市
株式会社バイコム	東 京 都 江 東 区	合同会社境港エネルギーパワー	鳥 取 県 境 港 市
株式会社テクノ東京	東 京 都 江 東 区	合同会社熊本エネルギーパワー	熊 本 県 熊 本 市
株式会社東輝	東 京 都 中 央 区	合同会社北アルプスエネルギーパワー	長 野 県 北 安 曇 郡
Tokyo Enesys(Thailand) Co., Ltd.	タイ王国バンパコン市	Tokyo Enesys Vietnam Co., Ltd.	ベトナム社会主義 共 和 国 ハ ノ イ 市

(8) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,687名	59名増

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,334名	22名増	46.6歳	19.0年

(注) 従業員数は就業人員であり、受入出向者19名を含み、他社への出向者50名は含んでおりません。

(9) 主要な借入先（2026年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	5,601百万円
株式会社三井住友銀行	3,189百万円
株式会社十七銀行	3,000百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,142百万円
株式会社鳥取銀行	202百万円

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 72,589,000株

(2) 発行済株式の総数 33,223,752株

(注) 2026年2月16日の取締役会決議に基づき、2026年2月26日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前事業年度末と比べて1,750,000株減少しております。

(3) 株 主 数 12,343名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
東京電力ホールディングス株式会社	6,001	18.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,581	7.79
光通信KK投資事業有限責任組合	2,033	6.14
東京エネシス社員持株会	991	2.99
太平電業株式会社	822	2.48
東京産業株式会社	794	2.40
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS NON TREATY ACCOUNT	668	2.02
新日本空調株式会社	600	1.81
M U R A K A M I T A K A T E R U	574	1.73
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	487	1.47

(注) 持株比率の計算は、自己株式88,889株を控除しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）	7,600株	2名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	眞 島 俊 昭	社長執行役員
取 締 役	堀 川 総 一 郎	副社長執行役員 エネルギー本部長
取 締 役	西 山 茂	早稲田大学大学院（ビジネススクール）教授 日本ハム株式会社社外監査役 株式会社マナーフォワード社外監査役
取 締 役	長 谷 川 園 恵	公認会計士・税理士（はせがわ公認会計士・税理士事務所） ユニプレス株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社カイテクノロジー社外取締役（監査等委員）
取 締 役	伊 藤 直 哉	東京海上ビジネスサポート株式会社代表取締役社長
取 締 役	大 島 め ぐ み	弁護士（弁護士法人おおしま法律事務所）
取 締 役 （常勤監査等委員）	佐 藤 誠	
取 締 役 （常勤監査等委員）	垣 内 桂 子	公認会計士（垣内公認会計士事務所）
取 締 役 （監査等委員）	二 宮 照 興	弁護士（丸市綜合法律事務所） フジ日本株式会社社外監査役
取 締 役 （監査等委員）	森 秀 文	税理士（森秀文税理士事務所）

- (注) 1. 取締役 西山茂氏、長谷川園恵氏、伊藤直哉氏及び大島めぐみ氏並びに取締役（監査等委員）垣内桂子氏、二宮照興氏及び森秀文氏は、社外取締役であります。
2. 当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役、役付執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによる損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為等に起因する損害は填補されないこととしております。
4. 取締役（監査等委員）佐藤誠氏、垣内桂子氏、二宮照興氏及び森秀文氏は、以下のとおり、財務・会計・法務・内部統制に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・佐藤誠氏は、当社の監査・内部統制部長として内部統制に関する業務に携わった経験があります。
 - ・垣内桂子氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・二宮照興氏は、弁護士の資格を有しております。
 - ・森秀文氏は、税理士の資格を有しております。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、佐藤誠氏及び垣内桂子氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は、取締役 西山茂氏、長谷川園恵氏、伊藤直哉氏及び大島めぐみ氏並びに取締役（監査等委員）垣内桂子氏、二宮照興氏及び森秀文氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 2025年6月27日開催の第78期定時株主総会終結の時をもって、取締役田中等氏及び取締役（監査等委員）稲垣宜昭氏は退任いたしました。
8. 2025年6月27日開催の第78期定時株主総会において、新たに大島めぐみ氏が取締役に、垣内桂子氏が取締役（監査等委員）に選任され、就任いたしました。

(2) 取締役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について人事・報酬等諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、人事・報酬等諮問委員会からの答申の内容を尊重し決定されていることを確認しており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

(a) 基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬等は、企業業績と企業価値の向上に対する動機づけに配慮し、個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。取締役の報酬等は、基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成しております。ただし、社外取締役の報酬等は、その職務の独立性の観点から基本報酬のみとしております。

なお、監査等委員である取締役の報酬等は、業務執行者から独立して職務を全うするために基本報酬のみとし、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

- (b) 基本報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針
取締役の基本報酬は、月別の固定報酬とし、職責に応じて、当社の業績、他社及び従業員給与の水準等を考慮のうえ総合的に勘案して決定しております。
- (c) 業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針
業績連動報酬等は、業績向上に対する意識を高めるため業績連動とし、本業の収益状況をはかる営業利益等及び売上高を指標として採用しております。そして、当該年度の営業利益等及び売上高の指標に対する達成状況と個々の取締役の経営への貢献度に応じた金額を業績連動報酬等として毎年一定時期に支給しております。
- (d) 非金銭報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針
非金銭報酬等は、事前交付型の譲渡制限付株式とし、株価と各取締役の役位、職責等を勘案のうえ、付与株式数、割当時期については、定時株主総会終了後の取締役会において決定いたします。譲渡制限の期間は、当社グループを退職した直後の時点までとしております。
- (e) 取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定に関する方針
取締役の個人別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークした報酬水準を踏まえ、人事・報酬等諮問委員会において検討を行っております。取締役会は、人事・報酬等諮問委員会の答申で示された範囲内で決定しております。なお、基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の比率は概ね7：2：1としておりますが、今後はインセンティブを高めるため、更に業績連動報酬等の比率を高めてまいります。
- (f) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
取締役の個人別の報酬等については、取締役会が人事・報酬等諮問委員会に諮問し答申で示された範囲内で決定しております。その内容は、各取締役の基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等を各取締役の担当事業の業績や経営への貢献度を評価し配分することとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数
		金銭報酬		非金銭報酬等	
		基本報酬	業績連動報酬等		
取 締 役 （うち社外取締役）	1億47百万円 (43百万円)	1億6百万円 (43百万円)	31百万円 (－)	9百万円 (－)	7名 (5名)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	66百万円 (40百万円)	66百万円 (40百万円)	－ (－)	－ (－)	5名 (4名)
合 計 （うち社外役員）	2億13百万円 (83百万円)	1億73百万円 (83百万円)	31百万円 (－)	9百万円 (－)	12名 (9名)

- (注) 1. 取締役の人数及び報酬等の額には、2025年6月27日開催の第78期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました取締役1名及び取締役（監査等委員）1名を含んでおります。
2. 業績連動報酬等については、収益状況をはかる営業利益等及び売上高を指標として採用しており、過去の経営成績を勘案して算出した目標を定め、その支給額は当事業年度の営業利益等、売上高の達成状況等に応じた金額としております。
3. 非金銭報酬等（譲渡制限付株式）については、割当ての際の条件等は「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、非金銭報酬等の額は、当事業年度における費用計上額を記載しております。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2023年6月29日開催の第76期定時株主総会において年額3億30百万円以内（うち社外取締役分は60百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は4名）でありました。
- また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第74期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額として年額50百万円以内、株式数の上限を年50,000株以内（社外取締役及び監査等委員である取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の員数は、7名でありました。
5. 取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2021年6月29日開催の第74期定時株主総会において年額80百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名でありました。
6. 取締役の個人別の報酬等については、取締役会が人事・報酬等諮問委員会に諮問し答申で示された範囲内で決定しております。

(3) 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	出席状況、発言状況及び 社外取締役役期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取締役	西山 茂	早稲田大学大学院（ビジネススクール）教授、日本ハム株式会社社外監査役、株式会社マナーフォワード社外監査役	当期開催の取締役会14回すべてに出席し、会計や財務に関する専門知識と経験及び知見、また、様々な企業での社外役員等としての豊富な経験に基づき発言を行い、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。 また、人事・報酬等諮問委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選任、役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社 外 取締役	長谷川園恵	公認会計士・税理士（はせがわ公認会計士・税理士事務所）、ユニプレス株式会社社外取締役（監査等委員）、株式会社カイテクノロジー社外取締役（監査等委員）	当期開催の取締役会14回すべてに出席し、公認会計士としての会計や財務に関する専門知識と経験及び知見に基づき発言を行い、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。 また、人事・報酬等諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選任、役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社 外 取締役	伊藤直哉	東京海上ビジネスサポート株式会社代表取締役社長	当期開催の取締役会14回すべてに出席し、損害保険会社の役員としての経験及び知見等に基づき発言を行い、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。 また、人事・報酬等諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選任、役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社 外 取締役	大島めぐみ	弁護士（弁護士法人おしま法律事務所）	就任後開催の取締役会10回のうち9回に出席し、大学病院における心理研究員としてのカウンセリング、専門知識を生かした社会貢献活動、長期にわたる海外在住等の多様な経験・実績、また、弁護士としての専門知識と経験に基づき発言を行い、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。 また、人事・報酬等諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選任、役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取締役 (監査等委員)	垣内桂子	公認会計士（垣内公認 会計士事務所）	就任後開催の取締役会10回すべてに出席し、公認会計士として高度な専門知識・経験や、公私の多岐にわたる経験から女性活躍推進・ダイバーシティ等の多様な視点等に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言をしています。また、就任後開催の監査等委員会10回すべてに出席しており、適宜必要な発言を行っております。
社 外 取締役 (監査等委員)	二宮照興	弁護士（丸市綜合法律 事務所）、フジ日本株 式会社社外監査役	当期開催の取締役会14回すべてに出席し、弁護士として法律に関する専門的な知見等に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言をしています。また、当期開催の監査等委員会13回すべてに出席しており、適宜必要な発言を行っております。
社 外 取締役 (監査等委員)	森 秀文	税理士（森秀文税理士 事務所）	当期開催の取締役会14回のうち12回に出席し、税理士として税務、財務及び会計に関する専門的な知見等に基づき取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言をしています。また、当期開催の監査等委員会13回のうち11回に出席しており、適宜必要な発言を行っております。

(注) 重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係等はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項 目	仰星監査法人
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、報酬の見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在するTokyo Enesys (Thailand) Co., Ltd.、Admiration Co., Ltd. 及びTokyo Enesys Vietnam Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社が、会計監査人に対して委託した、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は、株式売出し及び社債発行に係るコンフォートレター作成業務等です。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等、会計監査人として適当でないと判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	66,994	流 動 負 債	31,093
現 金 預 金	9,687	工 事 未 払 金	9,211
受取手形、完成工事未収入金及び契約資産	49,873	電 子 記 録 債 務	9
電 子 記 録 債 権	574	短 期 借 入 金	8,818
有 価 証 券	130	未 払 法 人 税 等	2,994
未 成 工 事 支 出 金	1,444	契 約 負 債	3,512
材 料 貯 蔵 品	1,520	完 成 工 事 補 償 引 当 金	64
そ の 他	3,762	工 事 損 失 引 当 金	718
固 定 資 産	52,301	そ の 他	5,763
有 形 固 定 資 産	(26,406)	固 定 負 債	15,783
建 物 ・ 構 築 物	10,033	社 債	5,000
機 械 ・ 運 搬 具	7,079	長 期 借 入 金	4,315
工 具 器 具 ・ 備 品	391	繰 延 税 金 負 債	316
土 地	8,600	退 職 給 付 に 係 る 負 債	4,372
リ ー ス 資 産	6	資 産 除 去 債 務	880
建 設 仮 勘 定	293	そ の 他	898
無 形 固 定 資 産	(2,028)	負 債 合 計	46,877
の れ ん	17	(純 資 産 の 部)	
顧 客 関 連 資 産	1,097	株 主 資 本	67,889
そ の 他	913	資 本 金	2,881
投 資 そ の 他 の 資 産	(23,866)	資 本 剰 余 金	3,722
投 資 有 価 証 券	18,341	利 益 剰 余 金	61,365
長 期 貸 付 金	2,483	自 己 株 式	△79
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,227	その他の包括利益累計額	4,562
繰 延 税 金 資 産	144	その他有価証券評価差額金	4,728
そ の 他	1,687	為 替 換 算 調 整 勘 定	△166
貸 倒 引 当 金	△18	純 資 産 合 計	72,452
繰 延 資 産	33	負 債 ・ 純 資 産 合 計	119,329
社 債 発 行 費	33		
資 産 合 計	119,329		

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売上高		83,083
売上原価		70,380
売上工事原価		
完成工事総利益		12,702
販売費及び一般管理費		7,964
営業利益		4,737
営業外収益		
受取利息及び配当金	314	
為替差益	562	
デリバティブ評価益	361	
その他の	32	1,271
営業外費用		
支払利息	267	
投資事業組合運用損	59	
匿名組合投資損失	148	
支払手数料	8	
その他の	7	491
経常利益		5,518
特別利益		
固定資産売却益	820	
投資有価証券売却益	1,229	
その他の	0	2,050
特別損失		
減損損失	370	
固定資産除却損	7	
その他の	0	378
税金等調整前当期純利益		7,190
法人税、住民税及び事業税	3,096	
法人税等調整額	△193	2,902
当期純利益		4,287
親会社株主に帰属する当期純利益		4,287

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	63,184	流動負債	31,029
現金預金	5,862	工事未払金	8,870
受取手形	8	電子記録債務	9
完成工事未収入金及び契約資産	49,525	短期借入金	9,518
電子記録債権	574	未払費用	2,723
有価証券	130	未払法人税等	2,897
未成工事支出金	1,077	未払消費税等	1,941
材料貯蔵品	1,329	契約負債	3,504
前渡金	831	完成工事補償引当金	64
その他	3,844	工事損失引当金	727
		その他の他	771
固定資産	52,860	固定負債	15,034
有形固定資産	(11,454)	社債	5,000
建物・構築物	3,835	長期借入金	4,315
機械・運搬具	537	退職給付引当金	4,170
工具器具・備品	211	その他の他	1,548
土地	6,724		
リース資産	145	負債合計	46,064
無形固定資産	(1,473)	(純資産の部)	
ソフトウェア	72	株主資本	65,286
のれん	17	資本金	2,881
顧客関連資産	1,097	資本剰余金	3,723
その他の他	286	資本準備金	3,723
投資その他の資産	(39,932)	利益剰余金	58,761
投資有価証券	17,870	利益準備金	720
関係会社株式	807	その他利益剰余金	58,040
その他の関係会社有価証券	1,321	配当準備積立金	1,000
長期貸付金	17,332	固定資産圧縮積立金	288
前払年金費用	1,227	別途積立金	29,000
その他	1,389	繰越利益剰余金	27,752
貸倒引当金	△17	自己株式	△79
繰延資産	33	評価・換算差額等	4,728
社債発行費	33	その他有価証券評価差額金	4,728
資産合計	116,079	純資産合計	70,014
		負債・純資産合計	116,079

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完 成 工 事 高		78,177
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価		66,853
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益		11,324
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,871
営 業 利 益		4,452
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	395	
為 替 差 益	569	
デ リ バ テ ィ ュ 評 価 益	361	
そ の 他	15	1,341
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	265	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	59	
匿 名 組 合 投 資 損 失	148	
支 払 手 数 料	8	
そ の 他	7	488
経 常 利 益		5,305
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	811	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,229	
そ の 他	0	2,042
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	9	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	520	530
税 引 前 当 期 純 利 益		6,817
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,926	
法 人 税 等 調 整 額	△187	2,738
当 期 純 利 益		4,078

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社 東京エネシス
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 金 井 匡 志
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 菅 野 進
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東京エネシスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京エネシス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合に、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社 東京エネシス

取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	金 井 匡 志
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	菅 野 進
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京エネシスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準、当期の監査計画等に従い、当社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

株式会社東京エネシス 監査等委員会

常勤監査等委員	佐	藤		誠
常勤監査等委員（社外取締役）	垣	内		子
監 査 等 委 員（社外取締役）	二	宮	桂	興
監 査 等 委 員（社外取締役）	森		照	文
			秀	

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー17階「オパール17」
電 話：03-3440-1111（代表）



交通：JR線・京浜急行線 品川駅（高輪口）より徒歩約3分
※ご来場に際しましては、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。